

青森県報

第三十号

平成二十年
十一月十二日
(水曜日)

出先機関

道路の位置の指定……………(県上北地域) ……三
右 同 ……(県北地域) ……三

告 示

目 次

告 示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一
道路の供用の開始……………(同) ……一

公 告

地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……二
建設業者の許可の取消し……………(県中南部地域) ……二
右 同 ……(同上) ……二
右 同 ……(同上) ……三
右 同 ……(同上) ……三

青森県告示第七百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	久栗坂造道線	青森市東造道二丁目一〇八の三から青森市東造道二丁目五五の九まで		一九・四〇メートル	一九・八〇メートル	五三・四〇メートル	五三・四〇メートル	

青森県告示第七百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十二月十一日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 久栗坂造道線	青森市東造道二丁目一〇八の三から 青森市東造道二丁目五五の九まで	平成二〇・二・二七

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十一年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部 中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十年十一月十三日から同年十二月十二日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ノース・ジャパン

二 代表者の氏名 相馬 尚文

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北一丁目六の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第二〇〇一九六号

五 取消年月日 平成二十年十月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可 建築、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 野田頭工務店

二 氏名 野田頭 義美

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字野田頭二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一五九七四号

五 取消年月日 平成二十年十月十四日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サラサホーム十和田

二 代表者の氏名 小笠原 広毅

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十四番町三二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五 一五九号

五 取消年月日 平成二十年十月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サラサホーム三沢

二 代表者の氏名 小笠原 広毅

三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町二丁目六の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第五 二二二号

五 取消年月日 平成二十年十月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置	延 長	幅 員	指 定
三沢市大字三沢字南山四八の一	七四・四〇メートル	六・〇〇メートル	平成 二〇・一〇・三

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

十和田市大字三本木字並木西一六七の一	位 置
八〇・七〇メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成二〇・一〇・三	年 指 定 月 日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭